

第1章 調布市教育プランの概要

1 策定の経緯

2006（平成18）年12月の教育基本法の改正，国・東京都の教育振興基本計画や，調布市の基本構想・基本計画との整合などを踏まえ，調布市の教育振興基本計画として2010（平成22）年3月に「調布市教育プラン」を策定しました。

その後，調布市の基本計画等と整合を図る観点から，教育プランについても同様に，2013（平成25）年3月，2015（平成27）年3月に改定し，市の教育施策に取り組んできました。これまでの教育プランの計画期間が2019（平成31）年3月までであるため，2019（平成31）年4月以降についても市の教育課題に対し，計画的に取り組を進めるため，本プランを策定しました。

2 策定の視点

これまでの教育プランの取組を踏まえつつ，新たな学習指導要領，特別支援教育，不登校，いじめ，貧困，児童・生徒数の増加，学校施設の老朽化，教職員のワーク・ライフ・バランス等，調布市の教育環境を取り巻く喫緊の課題に対応するため，以下の視点から策定しました。

（1）体系の再編

- 「調布市教育委員会教育目標・基本方針」に施策・主要事業を体系づける。
- 「10の施策・34の主要事業」に再編（旧教育プラン 12施策・44事業・7重点プロジェクト）

（2）成果指標の設定

- 各施策の「ねらい」に対応した「成果指標」を設定
- 「児童・生徒の意識」にも着目（施策1～3）
- 施策ごとに，施策の成果向上を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。成果指標は，施策の一つの指標であるため，毎年度実施する「調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価」においては，成果指標の結果のみならず，施策に連なる主要事業，主な取組の実績等を総合的に評価したうえで実施します。

（3）関連事業の設定

- 複数の施策・事業に関連する取組について，『関連事業』として位置付け，取組の推進

（4）新規・拡充の取組

- 新たな学習指導要領，調布市教育大綱（市長部局）との連携等を踏まえた取組

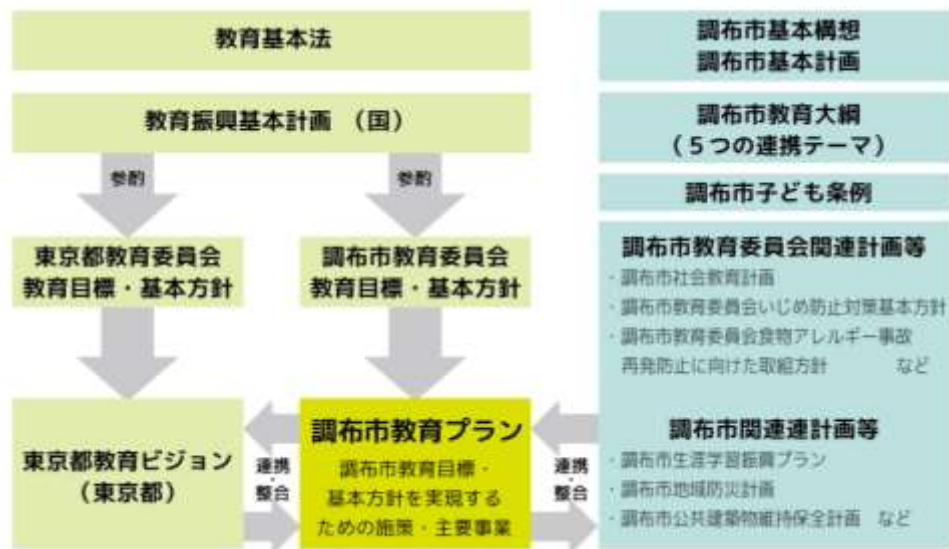
3 計画期間

調布市の基本計画等と整合を図る観点から、2019（平成31）年度から2022年度までの4年間を計画期間とします。

| 計画等 | 年度 | 2013 (平成25) | 2014 (平成26) | 2015 (平成27) | 2016 (平成28) | 2017 (平成29) | 2018 (平成30) | 2019 (平成31) | 2020 | 2021 | 2022 |
|----------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|------|------|
| 調布市教育プラン | | | | | | | | 4年間 | | | |
| 調布市教育大綱 | | | | | | | | | | | |
| 調布市基本構想 | | | | | | | | | | | |
| 調布市基本計画 | | 前期基本計画 | | | 【修正】基本計画 | | | | 後期基本計画 | | |

4 各計画等との関係

本プランは教育基本法第17条第2項の規定に基づき、調布市教育委員会が定める教育振興基本計画です。国や東京都の関連計画の内容を参酌するとともに、調布市の各種計画等と整合を図りながら教育施策を推進していきます。



5 調布市教育委員会の基本方針

調布市教育委員会は、教育目標^(P28)の実現に向け、以下の5つの基本方針及び調布市教育プランに基づき、総合的な教育施策を推進します。

- | | |
|-------|--|
| 基本方針1 | 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる ^(P29) |
| 基本方針2 | 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する ^(P30) |
| 基本方針3 | 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める ^(P31) |
| 基本方針4 | 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する ^(P31) |
| 基本方針5 | 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する ^(P32) |


第2章 施策の展開

第1節 施策の体系図

教育目標を実現するための5つの基本方針を踏まえ、10の施策・34の主要事業を展開



します。各施策と主な取組は、次頁以降に記載しています。

| 成果指標・目標値 | | |
|--|--|---|
|  【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 | 「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査</small> | 小学校 100.0% 中学校 100.0% |
| 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 | 東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査</small> | 小学校 3.0pt 中学校 3.0pt 小学校 80.0% 中学校 80.0% |
| 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課、指導室】 | 東京都「児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣の向上を図るための調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と市内市の体力合計点の差 体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査</small> | 東京都の平均値を上回る(小学校・中学校) 小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0% |
| 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【教育相談所】 【指導室、学務課】 【指導室】 | 通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率 | 小学校 90% 中学校 90% |
| 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課、教育総務課】 | 地域学校協働本部の設置校 | 28校 (市立小・中学校全校) |
| 【学務課、指導室】 【教育総務課、指導室】 【学務課、社会教育課、教育総務課】 | 調布市防災教育の日の参加者数 | 30,000人 |
| 【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】 | 耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受電設備が予防保全できている学校の割合 | 屋上防水 100%(101/101棟) 外壁 100%(101/101棟) 受電設備 100%(28/28棟) |
| 【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】 | リーダー養成講習会の参加者数 | 1,400人 (4か年累計) |
| 【社会教育課、公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】 | 社会教育施設(公民館・図書館)の満足度 <small>※調布市市民意識調査</small> | 図書館 75.0% 公民館 50.0% |
| 【郷土博物館】 【郷土博物館、図書館】 | 郷土博物館・実業記念館の合計入館者数 | 55,000人 |